

静止気象衛星ひまわりの運用等事業 実施方針 別紙－２

本事業における気象庁及びN I C Tによる共同実施スキームについて

１．趣旨

総務省、気象庁及びN I C Tは、令和４年１２月９日に、ひまわり１０号の整備及び運用を確実かつ効率的に整備及び運用し、気象観測及び宇宙環境観測を実施するために必要な基本的事項を定めた「次期静止気象衛星での気象観測及び宇宙環境観測のための協力に関する協定」（以下「協定」という。）を締結した。

ひまわり１０号は、当該協定に基づき、気象庁の「気象観測ミッション」とN I C Tの「宇宙環境観測ミッション」の双方のミッションで活用することを計画しており、ひまわり１０号の衛星バスには、気象庁の気象センサに加え、N I C Tの宇宙環境センサも同時搭載される計画である。

そのため、本事業では、S P Cの整備する地上施設において、ひまわり１０号から、気象ミッションデータ（イメージャ、サウンダ、通報局のデータ）及び宇宙環境センサデータを受信し、気象庁及びN I C Tそれぞれに提供を行うことになる予定である。

このような経緯から、本事業は、気象庁とN I C Tが、P F I法に基づく公共施設等の管理者等となり、共同で進めることを想定している。

２．気象庁、N I C T、S P Cの３者による契約・支払に係るスキーム

（１）事業契約の締結

前述の協定等に基づき、本事業の入札公告や事業者選定等の手続きは気象庁が行うが、事業契約の締結にあたっては、気象庁及びN I C Tが契約当事者となることを想定している。

本事業のサービス対価は、当該事業契約に基づき、気象庁、N I C Tが、それぞれの負担するサービス対価を、直接、S P Cへ支払うことを想定している。

（２）気象庁、N I C Tの負担するサービス対価の決定方法

本事業のサービス対価は、気象庁及びN I C Tが分担して負担する予定である。気象庁及びN I C Tが負担する額は、選定事業者の提案したサービス対価の総額をもとに、気象庁とN I C Tとの協議により、事業契約の締結時に決定する想定である。

気象庁及びN I C Tは、本事業のサービス対価を構成する整備費、維持管理費、運用費、その他の費用の各項目に関し、その費用を分担して負担することを想定している。

(3) 気象庁、N I C Tによる債務負担行為について

気象庁は、本事業の実施にあたり、本事業の事業費の総額のうちN I C T負担額を除く額について、国庫債務負担行為の議決を得る予定である。

N I C Tは、本事業に係る債務負担を、独立行政法人通則法第35条の5の中長期計画に定めることを想定している。